

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約時点等における説明</p> <p>以下の事項について、内部規則等を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <p>① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明</p> <p>契約の意思形成のために、利用者の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 経営者等との間で保証契約を締結する場合や<u>既存の保証契約</u>（注）がある場合には、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表。以下「経営者保証ガイドライン」という。）に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか、また、保証人に対し、下記に掲げる事項を踏まえた説明をした旨を</p>	<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約時点等における説明</p> <p>以下の事項について、内部規則等を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <p>① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明</p> <p>契約の意思形成のために、利用者の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 経営者等との間で保証契約を締結する場合や<u>一部の既存の保証契約</u>（注）がある場合には、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表。以下「経営者保証ガイドライン」という。）に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか、また、保証人に対し、下記に掲げる事項を踏まえた説明をし</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか（Ⅱ－10－2参照）。</p> <p>（注）M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約を含む。</p> <p>a～c （略） オ～ケ （略）</p> <p>② 契約締結の客観的合理的理由の説明</p> <p>利用者から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的合理的理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のア及びイの検証に関しては、各項に掲げる事項について利用者から求められれば説明する態勢、また、ウの検証にあつては、保証契約を締結する場合や<u>既存の保証契約</u>（注）がある場合において、上記エ a から c までを説明する態勢及びその結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているかに留意する。</p> <p>（注）M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約を含む。</p> <p>ア～ウ （略） ③・④ （略）</p>	<p>た旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか（Ⅱ－10－2参照）。</p> <p>（注）M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約及び令和5年3月以前に締結した根保証契約</p> <p>a～c （略） オ～ケ （略）</p> <p>② 契約締結の客観的合理的理由の説明</p> <p>利用者から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的合理的理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のア及びイの検証に関しては、各項に掲げる事項について利用者から求められれば説明する態勢、また、ウの検証にあつては、保証契約を締結する場合や<u>一部の既存の保証契約</u>（注）がある場合において、上記エ a から c までを説明する態勢及びその結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているかに留意する。</p> <p>（注）M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約及び令和5年3月以前に締結した根保証契約</p> <p>ア～ウ （略） ③・④ （略）</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応 借り手農業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、系統金融機関の業務上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行政検査や検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、以下の①から③までの場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、保証契約の見直し、担保追加設定・解除等の場合 <u>これまでの取引関係や、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、監督指針Ⅱ－3－2－1－2 (2) (契約時点等における説明) と基本的に同様に、利用者の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</u></p> <p>特に、借り手農業者等のM&A・事業承継時においては、経営者保証ガイドラインに基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、<u>前経営者に対する丁寧な意向聴取や必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う態勢が</u></p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応 借り手農業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、系統金融機関の業務上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行政検査や検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、以下の①から③までの場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、保証契約の見直し、担保追加設定・解除等の場合 <u>これまでの取引関係や、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、監督指針Ⅱ－3－2－1－2 (2) (契約時点等における説明) と基本的に同様に、利用者の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</u></p> <p>特に、借り手農業者等のM&A・事業承継時においては、経営者保証ガイドラインに基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う態勢が整備されているか。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>整備されているか。特に系統金融機関自身がM&A・事業承継支援を行っている場合をはじめ、状況に応じて、M&A・事業承継の成立前における経営者保証の取扱いに係る事前相談の推奨や、事前相談があった場合に丁寧な対応を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p>また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除についての適切な判断を行う態勢が整備されているか（Ⅱ－10－2参照）。<u>加えて、後々のトラブルを防止するため、前経営者の保証契約の解除又は後継者への移行がなされる場合には、M&A・事業承継の最終契約におけるクロージング条件としての明確な設定や、仮に解除・移行がなされなかった場合を想定した条項の設定等に向けた調整や支援を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p>②・③ （略）</p> <p>(7)・(8) （略）</p> <p>Ⅱ－4 金融仲介機能の発揮 Ⅱ－4－2 主な着眼点【共通】</p> <p>上記の基本的役割を踏まえ、各系統金融機関が金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備の状況も含め、各系</p>	<p>また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除についての適切な判断を行う態勢が整備されているか（Ⅱ－10－2参照）。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>(7)・(8) （略）</p> <p>Ⅱ－4 金融仲介機能の発揮 Ⅱ－4－2 主な着眼点【共通】</p> <p>上記の基本的役割を踏まえ、各系統金融機関が金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備の状況も含め、各系</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>統金融機関の取組状況を検証することが必要である。このため、以下の着眼点に基づき検証していく（農業者等に対するコンサルティング機能の発揮に関する着眼点は、Ⅱ－５－３を参照）。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 保証契約を締結する場合や<u>既存の保証契約</u>（注）がある場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由について、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うこととしているか。</p> <p>（注）M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約を含む。</p> <p>Ⅱ－５ 地域密着型金融の推進 Ⅱ－５－２ 基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向） 【共通】 (1) (略)</p> <p>(2) このため、系統金融機関は、経営戦略や経営計画等（以下「経営計画等」という。）の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置付け、自らの規模や特性、農</p>	<p>統金融機関の取組状況を検証することが必要である。このため、以下の着眼点に基づき検証していく（農業者等に対するコンサルティング機能の発揮に関する着眼点は、Ⅱ－５－３を参照）。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 保証契約を締結する場合や<u>一部の既存の保証契約</u>（注）がある場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由について、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うこととしているか。</p> <p>（注）M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約及び令和５年３月以前に締結した根保証契約</p> <p>Ⅱ－５ 地域密着型金融の推進 Ⅱ－５－２ 基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向） 【共通】 (1) (略)</p> <p>(2) このため、系統金融機関は、経営戦略や経営計画等（以下「経営計画等」という。）の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置付け、自らの規模や特性、利</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>業者等の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、以下に示す「農業者等に対するコンサルティング機能の発揮」、「農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画」、「農山漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信」の目指すべき方向を踏まえた取組を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、利用者基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>Ⅱ－５－３ 主な着眼点【共通】</p> <p>以上の基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）を踏まえ、各系統金融機関が地域密着型金融の取組を組織全体として継続的に推進するための態勢整備等の状況について以下の着眼点に基づき検証していく。</p> <p>なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各系統金融機関において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、系統金融機関に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、以下に示す「農業者等に対するコンサルティング機能の発揮」、「農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画」、「農山漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信」の目指すべき方向を踏まえた取組を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、利用者基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>Ⅱ－５－３ 主な着眼点【共通】</p> <p>以上の基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）を踏まえ、各系統金融機関が地域密着型金融の取組を組織全体として継続的に推進するための態勢整備等の状況について以下の着眼点に基づき検証していく。</p> <p>なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各系統金融機関において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、系統金融機関に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(4) <u>系統金融機関内</u>における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家（税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等）、外部機関（地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、アグリビジネス投資育成株式会社、よろず支援拠点、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>事業承継・引継ぎ支援センター</u>、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等）、<u>農業信用基金協会、他の金融機関等</u>と連携できるよう、本部や支所・支店（事務所）において連携態勢の整備に努めているか。</p> <p>特に、農業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。<u>取引系統金融機関</u>として、外部専門家・外部機関等のほか、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（令和4年3月4日「中小企業の事業再生等に関する研究会」により公表）等を活用して農業者等の事業再生支援を行う場合には、積極的な対応をしているか。</p> <p>また、取引系統金融機関は、仮に農業者等の事業再生が困難であると判断した場合には、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえ必要な支援を行っているか。また、他の金融機関が外部専門家・外部機関等を活用して事業再生支援を行う場</p>	<p>(4) <u>自金融機関</u>における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家（税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等）、外部機関（地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、アグリビジネス投資育成株式会社、<u>株式会社農林漁業成長産業化支援機構</u>、よろず支援拠点、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等）、<u>他の金融機関、農業信用基金協会等</u>と連携できるよう、本部や支所・支店（事務所）において連携態勢の整備に努めているか。</p> <p>特に、農業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。<u>取引金融機関</u>として、外部専門家・外部機関等のほか、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（令和4年3月4日「中小企業の事業再生等に関する研究会」により公表）等を活用して農業者等の事業再生支援を行う場合には、積極的な対応をしているか。</p> <p>また、取引系統金融機関は、仮に農業者等の事業再生が困難であると判断した場合には、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえ必要な支援を行っているか。また、他の金融機関が外部専門家・外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう努めているか。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>合、積極的に連携・協力するよう努めているか。</p> <p>加えて、主たる取引系統金融機関として、地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して農業者等の事業再生支援を行う場合には、主体的かつ継続的に関与しているか。</p> <p>(注1) 農業者等の事業再生等に当たり、<u>農業者等</u>の経営の将来性を見極める際には、農業の持つ農山漁村等地域の経済、環境及び集落のコミュニティ維持といった大きな役割について十分留意することが重要である。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 地域密着型金融の取組について、具体的な目標やその成果を農山漁村等地域や<u>農業者等</u>に対して積極的に情報発信するよう努めているか。その際、<u>農業者等</u>がコンサルティング機能の発揮・農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えに向けた取組の成果や農山漁村等地域における融資の取組など農山漁村等地域への貢献の状況を適切に評価できるよう工夫しているか。また、<u>農業者等</u>の評価を系統金融機関の業務に適切に反映するための態勢整備が図られているか。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>農業者等</u>の理解を深めるとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、個別系統金融機</p>	<p>加えて、主たる取引系統金融機関として、地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して農業者等の事業再生支援を行う場合には、主体的かつ継続的に関与しているか。</p> <p>(注1) <u>農業者</u>の事業再生等に当たり、<u>農業者</u>の経営の将来性を見極める際には、農業の持つ農山漁村等地域の経済、環境及び集落のコミュニティ維持といった大きな役割について十分留意することが重要である。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 地域密着型金融の取組について、具体的な目標やその成果を農山漁村等地域や<u>利用者</u>に対して積極的に情報発信するよう努めているか。その際、<u>利用者</u>がコンサルティング機能の発揮・農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えに向けた取組の成果や農山漁村等地域における融資の取組など農山漁村等地域への貢献の状況を適切に評価できるよう工夫しているか。また、<u>利用者</u>の評価を系統金融機関の業務に適切に反映するための態勢整備が図られているか。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>利用者</u>の理解を深めるとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、個別系統金融機関に</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>関における情報発信に加え、農中が中心となって、系統全体の取組状況や取組事例集を公表するなど、特色ある取組を積極的に情報発信することが望まれる。</p> <p>(7)～(10) (略)</p>	<p>おける情報発信に加え、農中が中心となって、系統全体の取組状況や取組事例集を公表するなど、特色ある取組を積極的に情報発信することが望まれる。</p> <p>(7)～(10) (略)</p>
<p>Ⅱ－10 経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等 Ⅱ－10－2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 経営陣は、経営者保証ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への対応方針を明確に定めているか。また、経営者保証ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 経営者保証の契約時や<u>既存の保証契約</u> (注) がある場合の対応 (適切な保証金額の設定や、保証契約を締結する場合や<u>既存の保証契約</u>がある場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由について、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことを含む。)</p> <p>(注) M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約を含む。</p>	<p>Ⅱ－10 経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等 Ⅱ－10－2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 経営陣は、経営者保証ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への対応方針を明確に定めているか。また、経営者保証ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 経営者保証の契約時や<u>一部の既存の保証契約</u> (注) がある場合の対応 (適切な保証金額の設定や、保証契約を締結する場合や<u>一部の既存の保証契約</u>がある場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由について、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことを含む。)</p> <p>(注) M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約及び令和5年3月以前に締</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 保証契約を締結する場合や<u>既存の保証契約</u> (注) がある場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。また、その結果等について、書面又は電子的方法として記録する態勢が整備されているか。</p> <p>(注) M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約を含む。</p> <p>(7) ・ (8) (略)</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－１０ 情報開示 (ディスクロージャー) の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－４－１０－４－２ 記載項目についての留意事項【共通】</p> <p>(1) (略)</p>	<p><u>結した根保証契約</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 保証契約を締結する場合や<u>一部の既存の保証契約</u> (注) がある場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。また、その結果等について、書面又は電子的方法として記録する態勢が整備されているか。</p> <p>(注) M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約及び令和5年3月以前に締結した根保証契約</p> <p>(7) ・ (8) (略)</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－１０ 情報開示 (ディスクロージャー) の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－４－１０－４－２ 記載項目についての留意事項【共通】</p> <p>(1) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(2) 個別の記載項目についての留意事項</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」には、以下の事項等について、利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすい内容が記載されているか。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>(注4)「外部機関」とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、アグリビジネス投資育成株式会社、よろず支援拠点、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>事業承継・引継ぎ支援センター</u>、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等をいう。</p> <p>※ なお、上記に掲げた事項に限らず、「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」について、各系統金融機関の自主的な判断により記載事項を追加することを妨げるものではない。</p> <p>⑧～⑫ (略)</p>	<p>(2) 個別の記載項目についての留意事項</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」には、以下の事項等について、利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすい内容が記載されているか。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>(注4)「外部機関」とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、アグリビジネス投資育成株式会社、<u>株式会社農林漁業成長産業化支援機構</u>、よろず支援拠点、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等をいう。</p> <p>※ なお、上記に掲げた事項に限らず、「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」について、各系統金融機関の自主的な判断により記載事項を追加することを妨げるものではない。</p> <p>⑧～⑫ (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和8年4月1日から適用する。